

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針(平成20年8月 上市町)

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	上市町				民間			A / B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	51人	53歳	310,200円	319,096円				
学校給食	18人	53歳	304,200円	307,466円	調理士	41歳	247,300円	1.24
用務員	8人	55歳	314,500円	320,550円	用務員	54歳	227,200円	1.41
自動車運転手	7人	53歳	321,700円	359,314円	自家用自動車運転手	53歳	252,100円	1.43
その他	18人	53歳	309,800円	314,427円				

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月の諸手当との合計額の平均です。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の数値を使用しています。

※ 民間との比較にあたり、職種の業務内容や雇用形態等の点において完全に一致したものではありません。

※ 職種のうち「その他」とは、保育所の調理員・用務員、病院の電話交換手・看護助手を合わせたものです。

(2) 職種ごとの年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

単位：人

区分	～30歳	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61歳～	計
全体		1	3	2	7	9	23	6	51
学校給食		1	1		2	5	7	2	18
用務員				1	1		4	2	8
自動車運転手			1		2	1	1	2	7
その他			1	1	2	3	11		18

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

単純労務職給料表として、国家公務員の行政職俸給表（二）の1級から4級までを採用しており、それぞれの級ごとに下記のとおり職務の名称を定めています。

職務の級	職務の名称
1級	業務士補の職務
2級	相当の経験を必要とする業務士補の職務
3級	業務士の職務
4級	主任業務士の職務

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

除雪手当（除雪のため除雪車の運転に従事したとき、勤務1日につき300円）

ウ 昇給基準

毎年4月1日に勤務成績に応じ、4号給（55歳以上は2号給）を標準として昇給しています。（ただし、平成22年3月31日までの間は、左記の号給数から1号給を減じています。）

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、「生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。」とした地方公営企業法の規定が適用されることとなっていることから、この趣旨を踏まえるとともに、人事院及び富山県人事委員会の勧告を基本とした給与の適正化に努めていきます。

また技能労務職の採用については、平成8年4月1日以降は新規採用を行っておらず、今後も退職不補充とし、民間委託等により業務が移行するまでの間の不足分については、臨時的任用により補うことを基本としています。

3 具体的な取組内容

平成15年の第3次行政改革大綱の策定以降、技能労務職員が行う業務については民間委託化等を着実に進めており、今後も給食調理業務の共同化等について検討を行います。また、平成20年度末の退職者より段階的に定年を引き下げ、一般職と同様の60歳定年とするなど、人事管理の適正化に努めます。

なお技能労務職員についても人事評価制度を導入し、平成22年度より順次、勤勉手当や昇給・昇格への反映を行うとともに、給与面についても適正化に努めます。